

原告は新たな論点—地震動評価の不確かさを主張



8月30日14時半より約15分、関電を相手とする大飯3・4号運転差し止め仮処分裁判の即時抗告第2回審尋が大阪高裁74号法廷にて行われました。原告30名が傍聴しました。

審尋に先立つ8月23日、原告は主張書面を提出しました。主張書面では、新たな論点として地震動評価の不確かさを取り上げました。また、8月19日の原子力規制委員会の破砕帯評価会合を踏まえた破砕帯問題についての主張、津波評価に関する追加の主張等を行っています。

審尋では、冠木克彦弁護士が、地震動評価の不確かさの問題を新たに追加した趣旨を説明しました。制御棒挿入時間が2.2秒を超えれば安全性の保証はありません。しかし、一方で、2.2秒を超えても、他の設備・機器が損傷を受けなければ、何の事故も起こらないではないかという抽象的な議論があります。しかし、それは現実を無視しているというのが、不確かさの考慮の問題を追加した理由です。現行の基準地震動は、各パラメータの平均値で計算されており、不確かさは考慮されていません。不確かさの幅の中で最大値を用いて地震動を設定しなければ、安全性の保証はありません。新規制基準の審査ガイドでは、不確かさを考慮せよということが明確に規定されました。これを考慮すれば、現在、関電が評価している地震動の最低でも2倍の地震動が生じます。地震動が2倍になると、例えば、原子炉容器出口管台にかかる応力が評価基準値を超え、これが破損すれば、冷却材喪失事故が起こることになります。2.2秒を超えれば、このような大事故の発生時に、「止める、冷やす、閉じ込める」の最初の「止める」が正常にできないことになってしまいます。冠木弁護士は、「審査ガイドに不確かさの考慮について規定されている以上、これを考慮することについての争いはないと思うが、どれだけ考慮するかが問題となります。この問題を特に重要なこととして主張したい」と強調しました。破砕帯問題については、まだ活断層でないとの判断は出ていないと主張しました。

裁判長は、9月2日と15日に大飯3・4号がそれぞれ定検入りすること等を念頭においたのか、今後、事態が推移していく可能性はあるが、現時点での主張はひとまず終わったということによいかと原告に尋ねました。冠木弁護士がひとまず終わったと答えたのを受け、裁判長は、次回は関電に反論してほしいと述べました。そして、今後、事態が推移していく可能性を踏まえて、次回審尋をいつ頃にするか尋ねました。その場合、申し立ての趣旨をどうするか等が問題になってくると思うが、それはその時に考えることになるかと聞きました。冠木弁護士は、次回審尋は、事態の推移によらず、関電が反論を出す期日を基に決めてもらえればよいと答えました。関電もそれでよいと答えた上で、原告の主張書面は新しい規制を中心に書いているので、反論を出すのに10月第2週まで時間が欲しいとしました。冠木弁護士は、これへの再反論に10日程度かかると述べ、日程調整の結果、次回審尋は10月30日(水)14時30分からになりました。

審尋後、中之島中央公会堂にて、原告と支援者25名が集まって座談会を行いました。上記の主張書面・審尋の内容や原子力防災の問題について、2時間以上、活発な議論を行いました。防災問題については、広域避難の避難先になっている自治体に、どこの地域の住民を受け入れるのか、受け入れの場所は決まっているのか等を問い合わせようと話になりました。裁判での主張点を広めていくと共に、各自治体の原子力防災対策に現実性がないことを明らかにし、避難もできないのに再稼働などとんでもないという広範な世論を作っていきます。

2013年9月8日 おおい原発止めよう裁判の会 事務局 KB